

もろかずお Vol.29 ニュース



議会議録
録画配信

北本をずっと
住み続けたい街にする

北本市議会議員 会派みらい 無所属

毛呂一夫 (もろ かずお)



公式ホームページ



ご意見箱

ご意見・ご相談 お寄せください

☎ 080-5871-3536



令和8年 第2回 北本市定例会 一般質問②

「市民が便利に移動できるまちについて」

駅西口出入口における自転車通行帯の設置について

【質問要旨】 駅西口ロータリー内で朝ローソン側から駐駐車場へ向かって自転車に乗っている方が、停車していた車が急に動き出して、ぶつかりそうになった。自転車通行帯若しくは道路標示(矢羽根表示)の設置はできないか。朝混雑する歩行者と接触する危険を生じさせている。これらの危険を軽減させる方策について伺う。

【答弁要旨】 警察と協議した結果、北本駅西口のロータリーエリアにつきましては、駐停車禁止区域ではなく、駐車のみ禁止で停車一車の送り迎えでの一時的な停車は認められている区域であり、自転車通行帯標示や矢羽根型路面標示等は、幅員の条件を満たさず設置不可とのことでした。隣接する桶川駅や鴻巣駅もロータリー内に自転車通行帯や矢羽根型路面標示を設置している例もなく、設置については慎重に判断する必要があるとのことでした。また、自転車は道路交通法上の軽車両に位置付けられており、道路を通行するときは、車道の左寄りを、他の車両や歩行者に注意を払い走行することとなります。駅ロータリーには歩行者の横断やバス・タクシー、一般の送迎車などが行き交うことから、安全確認を行い通行することが重要です。北本駅西口駅前広場内の歩道につきましては自転車での通行はできませんので、自転車から下車し押して歩いていただくことが必要となります。市では、自転車の安全な運行とマナー向上を目的に、警察や交通安全協会等と協力して、小中学生を対象とした交通安全教室や、高齢者

を対象とした自転車講習会の開催、北本駅前での街頭活動を実施しており、交通ルールの理解と安全運転の周知に努めております。

【総括】 駅西口は東口と違って、鴻巣方面から桶川方面にある駐輪場を利用する方が多く、どうしても駐車禁止エリアを通行しなければなりません。道路標識上では、停車は禁止ではないということなので、自転車側が最新の注意をもって横切っていくしかないということになります。安全のためには、あの幅広い歩道を自転車が引いて通行してもらい、自転車利用者の自己責任ということになるようです。西口の現状はこのまま変わらずということになります。

